

令和5年度ウイルス性肝炎更新申請に関する重要なお知らせ

令和5年度の更新申請について、下記の点に特にご留意いただき申請をお願いします。

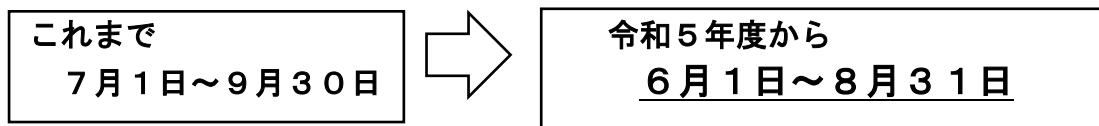
1 受給者証の有効期間について

ウイルス性肝炎医療受給者証（道制度・緑色）については、指定難病と異なり、受給者証の有効期間は延長しません。（現在お持ちの受給者証の有効期間の終期は令和5年9月30日です。）

2 更新申請の受付期間の変更

ウイルス性肝炎の更新申請の受付期間を次のとおり変更します。（1か月前倒します）

【受付期間】



3 様式に関する変更事項等

今年度から、道から送付する申請書にあらかじめ登録されている情報を印字しますので、記載例を参考に、必要に応じて修正・加筆してください。（訂正印は不要）

4 有効期間満了（9月30日）後の申請

有効期間満了（9月30日）後、12月31日までは「更新申請」として取扱いですが、受給者証の有効期間の始期は、「申請月の1日」からとなります。

【対象事例】

- ア 11月中に申請した場合、新しい受給者証の有効期間は「11月1日から」となるので、10月に医療機関等で支払った治療費等は医療費助成の対象外となります
- イ 12月中に申請した場合、新しい受給者証の有効期間は「12月1日から」となるので、10月・11月に医療機関等で支払った治療費等は医療費助成の対象外となります

裏面もご確認ください

5 市町村民税非課税世帯の申請を行う場合の 市町村民税課税年額を証明する書類について

(※課税世帯の場合は、市町村民税課税年額を証明する書類の提出は不要です。)

申請の時期により次の表のとおり必要な課税証明書が異なります。

申請時期	課税証明書の年度
① 6月1日(木)～30日(金)	令和4年度(令和3年分) または、令和5年度(令和4年分)
② 7月1日(土)～8月31日(木)	令和5年度(令和4年分)

申請時期①(6月1日～30日)の場合、令和4年度または令和5年度いずれかの証明書の提出が可能ですが、次のとおり取り扱いますので、6月に申請される場合は、十分留意の上、ご自身に有利な年度の課税証明を提出してください。

【取扱】

ア 必ず世帯全員で課税証明の年度を揃えて提出してください。

イ 令和4年度の証明書を提出した場合、申請後に課税年度更新を理由とした自己負担額の変更は対応できません。

【対応できない事例】

(事例1)

6月1日に令和4年度証明書(市町村民税が課税)を提出後、7月に令和5年度の課税証明書を確認したところ市町村民税が非課税であっても、既に令和4年度の課税証明を提出しているため、令和4年度の課税年額で判定します。 ※自己負担ありの判定となります

(事例2)

7月1日に令和5年度証明書(市町村民税が課税)を提出後、令和4年度の課税証明書を確認したところ市町村民税が非課税であっても、既に令和5年度の課税証明を提出していること、また、申請時期②に該当するため、令和5年度の課税年額で判定します。 ※自己負担ありの判定となります

6 その他

提出された書類に不備や不足があると道庁からお問い合わせさせていただくなど、認定審査に時間がかかりますので、申請書の裏面や必要書類一覧で添付書類を確認の上、提出してください。

※書類の不備・不足が解消されるまでは、審査ができないことから、受給者証は交付できません。